

アメリカ

合衆国法典

第 5 編

第 5 章 行政手続

第 2 節 行政手続（最終改正 1994 年 7 月 5 日）

551 条（定義）

本節において -

- (1) [省略]
- (2) 「者」は、個人、組合、会社、協会、その他公私の団体で、行政庁以外のものを含む。
- (3) [省略]
- (4) 「規則」とは、法又は政策を履行、解釈若しくは規定し、又は行政庁の組織、手続若しくは実務準則を定めることを目的とする行政庁の陳述の全部又は一部であって、一般的に又は特定の事項について適用され、かつその効力が将来に及ぶものをいい、料金、賃金、法人の若しくは財政上の機構又はその改組、そのための価格、施設、設備、役務若しくは手当、評価、費用、会計、又はこれらのものに関する実務を将来に向かって承認し規定することを含む。
- (5) [省略]
- (6) 「命令」とは、規則制定を除くほか、許可行為を含む行政庁の最終処分全部又は一部をいい、その形式が、肯定的、否定的、禁止的又は宣言的のいずれであるかを問わない。
- (7) [省略]
- (8) 「許可」は、行政庁の行う免許、証明、承認、登録、特権の付与、資格の付与、制定法の適用免除、又はその他の形式による許可の全部若しくは一部を含む。
- (9) [省略]
- (10) 「制裁」は、次の各号の一に該当する行政庁の行為の全部又は一部を含む。

- (A) 禁止，要求，制限及びその他各人の自由に影響する条件
 - (B) 救済の保留
 - (C) 罰金若しくは料金の賦課
 - (D) 財産の破壊，没収，差押え若しくは留置
 - (E) 損害賠償，償還，原状回復，補償，費用，料金，手数料の賦課
 - (F) 許可の要求，取消し若しくは停止，又は
 - (G) その他の強制的若しくは制限的行為
- (11) 「救済」は，次の各号の一に該当する行政庁の行為の全部又は一部を含む。
- (A) 金銭，補助，許可，権限，免除，除外，特権若しくは賠償の付与
 - (B) 請求，権利，免責，特権，免除若しくは除外の承認，又は
 - (C) その他申請若しくは請願に基づいて行う行為でその者に利益を与えるもの
- (12) [省略]
- (13) 「行政庁の行為」は，行政庁の規則，命令，許可，制裁，救済，又はこれに相当し若しくはこれを否認する行為，又は不作為の全部若しくは一部を含む。
- (14) [省略]

第7章 司法審査（最終改正1994年7月5日）

701条（適用，定義）

- (a) 本章は，その条項に従い，次を除き適用される。
- (1) 制定法が司法審査を排除する範囲，又は
 - (2) 行政庁の行為が，法により行政庁の裁量にゆだねられている範囲
- (b) 本章においては，
- (1) 「行政庁」とは，他の行政庁に属するか否か，又は他の行政庁の審査に服するか否かにかかわらず，次のものを除く合衆国政府の各当局を意味するものとする。
 - (A) 合衆国議会

- (B) 合衆国の裁判所
 - (C) 合衆国の准州若しくは属領の政府
 - (D) コロンビア特別区の政府
 - (E) 当該行政庁により裁定される紛争の当事者の代表者若しくは当事者の団体の代表者により構成される行政庁
 - (F) 軍法会議及び軍事委員会
 - (G) 戦時下の戦場において、若しくは占領地において行使される軍事的な権限、又は
 - (H) 第12編の1738条、1739条、1743条及び1744条、第41編の第2章、第49編の第471章の第 節若しくは第50編付属部分の1884条、1891条 - 1902条及び旧1641条(b)(2)により定められた職務、そして
- (2) 「者」、「規則」、「命令」、「許可」、「制裁」、「救済」及び「行政庁の行為」の各定義については、本編の551条において定義するところによる。

702条（審査請求権）

行政庁の行為のため法的権利の侵害を受け、又は関係する制定法の意味する範囲内で行政庁の行為により不利に影響を受け若しくは利益を害された者は、その行為について司法審査を求めることができる。合衆国の裁判所における金銭的損害賠償以外の救済を求める訴訟で、かつ行政庁又はその公務員若しくは被用者が、公的な資格において又は法的権限の外観の下で行為した又は行為しなかったとの主張を述べるものについては、合衆国を被告としていること又は合衆国が不可欠の当事者であることを理由に却下され又は救済を否定されてはならない。合衆国は、このようなあらゆる訴訟においても被告となり得、そして、判決は合衆国に対して下され得る。ただし、あらゆる命令的な又は差止めの判決においては、遵守につき個人的に責任を負う連邦職員（その氏名又は役職名によって）及びその職における後任者を特定しなければならない。本条のいかなる点も、(1)司法審査についての他の制限、又は、他の適切なコモンロー上若しくは衡平法上の根拠に基づき訴えを却下し救済を否定する裁判所の権限又は義務に影響を与えるも

のではなく、また(2)提訴についての同意を与える他の制定法が、求められている救済を明示的若しくは黙示的に禁じている場合において、救済を付与する権限を与えるものではない。

703条（訴訟手続の形式及び裁判地）

司法審査のための訴訟手続の形式は、制定法の定める裁判所における、当該事項に関連する特別の制定法上の審査手続、又は、そのような特別の制定法上の審査手続が存在又は不適切である場合には、管轄権を有する裁判所における、宣言的判決、禁止的若しくは命令的差止命令又は人身保護の令状を求める訴えを含むあらゆる適用可能な訴訟形式とする。特別の制定法上の審査手続が何ら適用できない場合には、司法審査を求める訴えは、合衆国、正式名称による行政庁、又は適切な公務員を被告として、行うことができる。事前の適切かつ排他的な司法審査の機会が法によって与えられている範囲を除いて、行政庁の行為は、司法的な法の強制のための民事又は刑事の訴訟手続において、司法審査に服する。

704条（審査可能な行為）

制定法により審査可能とされる行政庁の行為及び裁判所において他に適切な救済方法のない最終的な行政庁の行為は、司法審査に服する。直接的に審査可能ではない、予備的、手続的又は中間的な行政庁の行為又は裁定は、最終的な行政庁の行為の審査の際に、審査に服する。制定法において別段の明文の定めのある場合を除き、行政庁の行為は、宣言的命令、何らかの形式による再考又は上級行政庁への審査請求（ただし、行政庁が規則により別段の定めをし、かつ、その間当該行為の効力を停止する旨を規定しているときはこの限りでない。）についての、申立て又は決定の有無にかかわらず、その余の点において最終的である限り、本条にいう最終的な行政庁の行為に該当するものとする。

705条（審査係属中の救済）

行政庁は、正当と認めるときは、司法審査の係属中、自らのした行為の効力発生日を延期することができる。必要に応じて条件を付した上で、かつ、回復し

難い損害を防止するのに必要な範囲において、審査裁判所（審査裁判所からの上訴又は同裁判所に対する移送命令その他の令状の請求に基づいて事件が移される裁判所を含む。）は、審査手続が終了するまでの間、行政庁の行為の効力発生日を延期し、又は地位若しくは権利を保全するために、必要かつ適切なすべての手続をとることができる。

706条（審査の範囲）

審査裁判所は、判断に必要な範囲で、かつ、主張された場合に、関連するすべての法律問題につき判断し、憲法及び制定法の規定を解釈し、行政庁の行為の字句の意義又は適用可能性につき決定しなければならない。審査裁判所は、次のことを行わなければならない。

- (1) 違法に保留され、又は不当に遅延している行政庁の行為を強制し、そして、
- (2) 次の各号に該当すると認められる行政庁の行為、事実認定及び結論を違法と判示して取り消さなければならない。
 - (A) 専断的なもの、恣意的なもの、裁量権の濫用その他法に従っていないもの
 - (B) 憲法上の権利、権限、特権若しくは免除に反しているもの
 - (C) 制定法上の管轄権、権限若しくは制限を越え、又は制定法上の権利を欠くもの
 - (D) 法により要求される手続に従わないもの
 - (E) 本編の556条及び557条に服する事件その他制定法の定める行政庁の聴聞の記録に基づき審査される事件で、実質的証拠に基づかないもの、又は
 - (F) 事実について審査裁判所による覆審的事実審理に服する範囲において、事実によって根拠付けられていないもの

前記につき決するに当たって、裁判所は、記録全体又は当事者が引用する部分につき審査しなければならない、かつ、有害な誤謬の法則につき十分に考慮しなければならない。

以上